

改正廃棄物処理法における 排出事業者責任の徹底

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

本日の説明内容

- I 廃棄物処理法の概要
- II 法令改正の内容について
- III 都の対応について
- IV その他（罰則、優良制度）

1 廃棄物処理法について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）	
	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等
国の役割	○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定 ○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定	○ 技術開発・情報収集 ○ 廃棄物の輸出の確認、輸入の許可 等
廃棄物処理に係る主な規制	市町村長 市町村 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画の策定 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない 処理基準の遵守 委託基準の遵守 	排出事業者 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 保管基準、処理基準の遵守 委託基準の遵守 管理票の交付・保存義務
	都道府県知事 一般廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収・立入検査 改善命令・措置命令 	産業廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収立入検査 改善命令 措置命令 管理票に係る報告
	都道府県知事 一般廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収立入検査 改善命令 	産業廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収立入検査 改善命令 定期検査
	国の特例・認定 <ul style="list-style-type: none"> ○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。(認定例) ・廃肉骨粉をセメント原料として利用 ○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。(認定例) ・廃パソコン ・廃二輪自動車 ・廃消火器 ○無害化認定制度 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。 ○熱回収施設設置者 熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設の設置者を都道府県知事が認定。 ○優良認定制度 優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定。 	
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科 ○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科 ※ 法人の場合3億円以下の罰金刑 	

2 廃棄物とは

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（気体状のものは対象外）
- 占有者が自分で利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったもの

適用除外

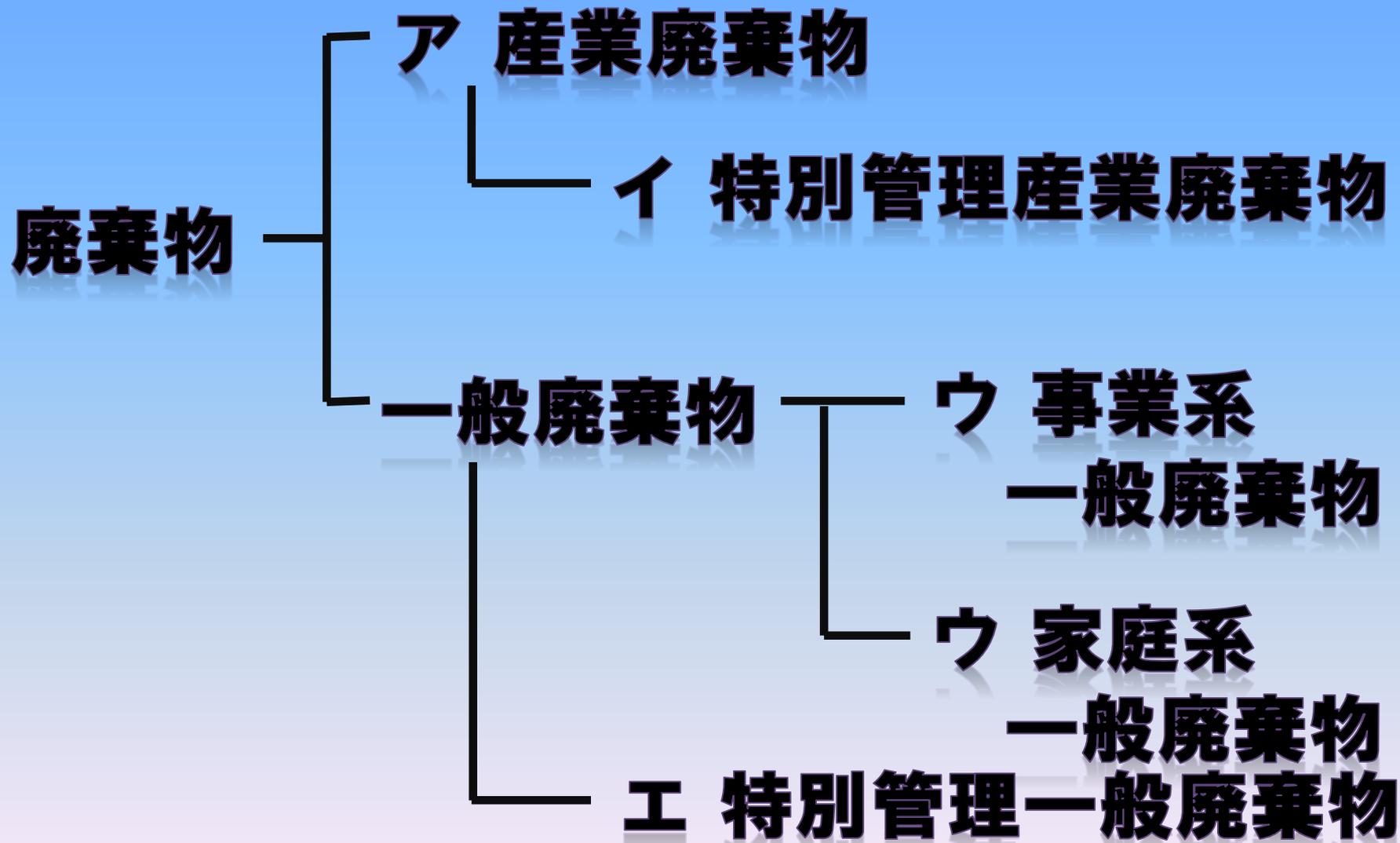
- 土砂、しゅんせつ土 など

有価物と廃棄物の判断

項目	主な趣旨
物の性状	利用用途に要求される品質を満たすこと
排出の状況	排出が必要に沿った計画的なものであること
通常の実扱の形態	製品としての市場が形成されていること
取引価値の有無	占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされていること
占有者の意思	適正に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること

※詳細は平成30年3月30日付け環循規発第18033028号「行政処分の指針について(通知)」をご覧ください

廃棄物の分類



排出事業者、委託基準

1 排出事業者

排出事業者とは、事業活動に伴い廃棄物を排出する者。

- ・産廃の処理責任は排出事業者にあります。



排出事業者

建設工事の
排出事業者
は元請です

許可業者等に産業廃棄物処理を委託するには

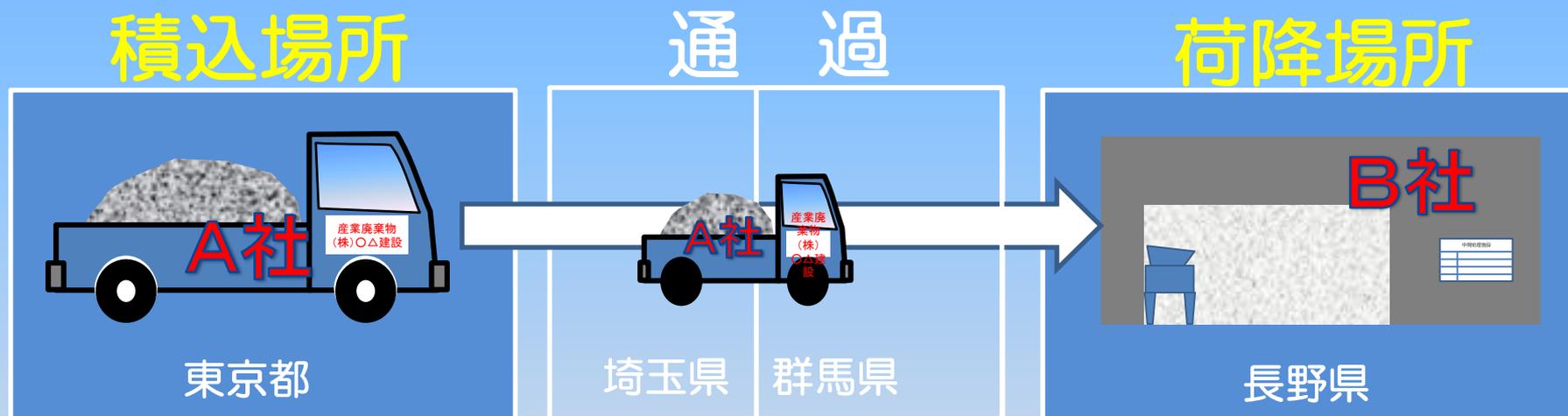
委託基準

- ・必ず許可業者等に委託**
- ・委託契約書の作成**

**産業廃棄物管理票
(マニフェスト) の交付**

2 許可業者

- ・ 他人の産業廃棄物を収集運搬、処分



A社 収集運搬許可：東京都と長野県の許可
(通過する県の許可は不要)

B社 処分業許可：長野県の許可

3 産業廃棄物処理の委託契約



- 収集運搬業者、処分業者それぞれと書面にて契約
- 法定必要事項を記載
産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、契約の有効期間、処理料金等
- 書面の添付
産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）許可証等の写し

4 産業廃棄物管理票



産業廃棄物の引き渡しと同時に・・・産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

(法※第12条の3第1項)



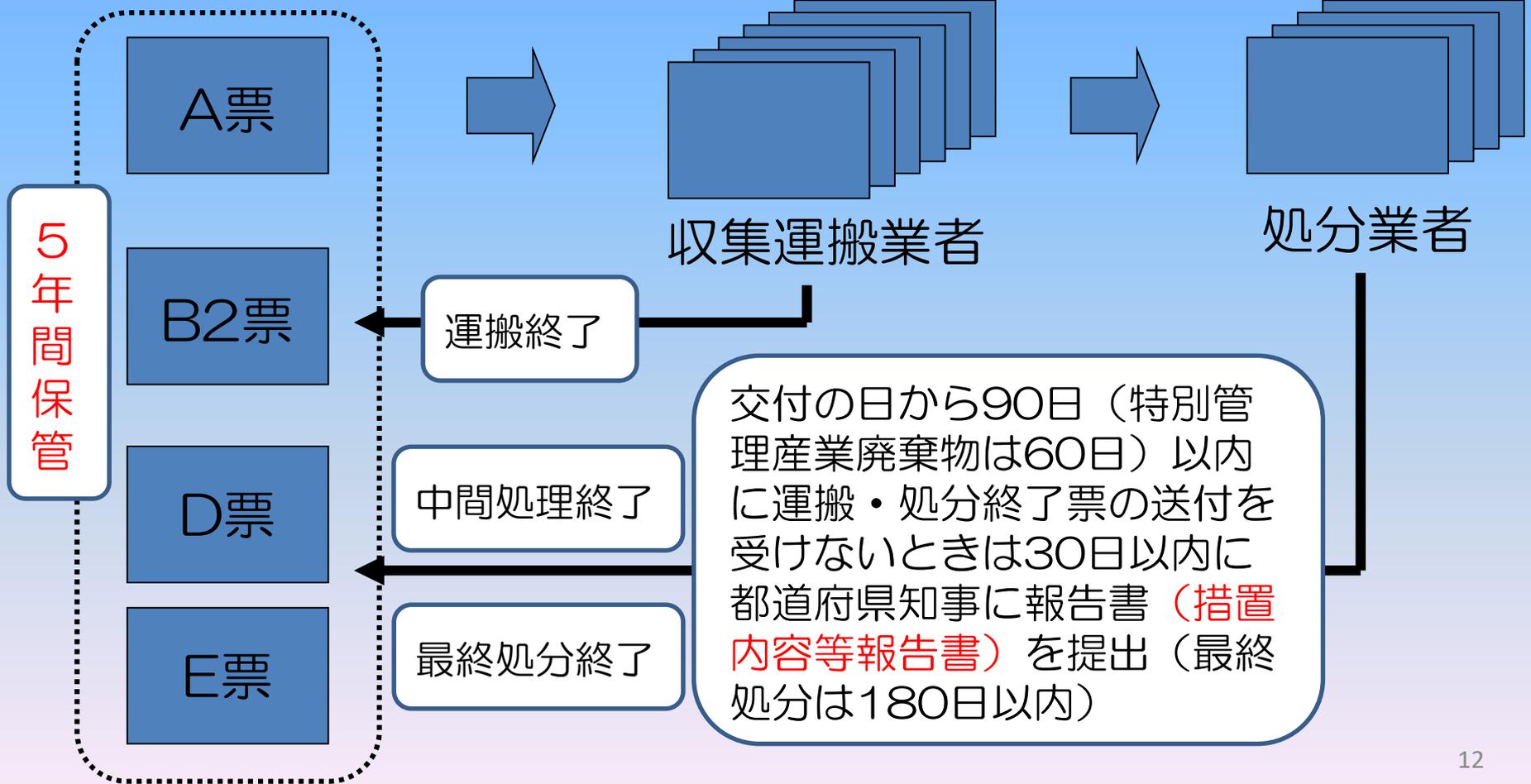
引き渡した産業廃棄物と一緒に旅をして、返送されたマニフェストの確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

排出事業者

B1票～E票は収集運搬業者へ



II 最新の法令改正について

1 法令改正の概要 (H29.6.16公布)

- ・有害使用済機器を保管する方の届出
- ・二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定
- ・電子マニフェスト登録一部義務化について

2 水銀廃棄物について

(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんに
係る事項:平成29年10月1日施行)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1) 廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



<明らかになった課題>

- ① 許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ② 電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2) 雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



<明らかになった課題>

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正法の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

① 許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずること等**ができることとする。

② マニフェスト制度の強化（第12条の5）

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付けること**とする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（第17条の2）

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、**雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）**について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への**届出、処理基準の遵守等の義務付け**
- ・処理基準違反があった場合等における**命令等の措置の追加**等の措置を講ずる。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、**廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。**（第12条の7）

公布日 : 平成29年6月16日
 施行期日 2(1)②以外 : 平成30年4月1日
 2(1)② : 平成32年4月1日

電子マニフェスト使用義務者

※ 電子マニフェストに関する規定について2020年4月1日施行

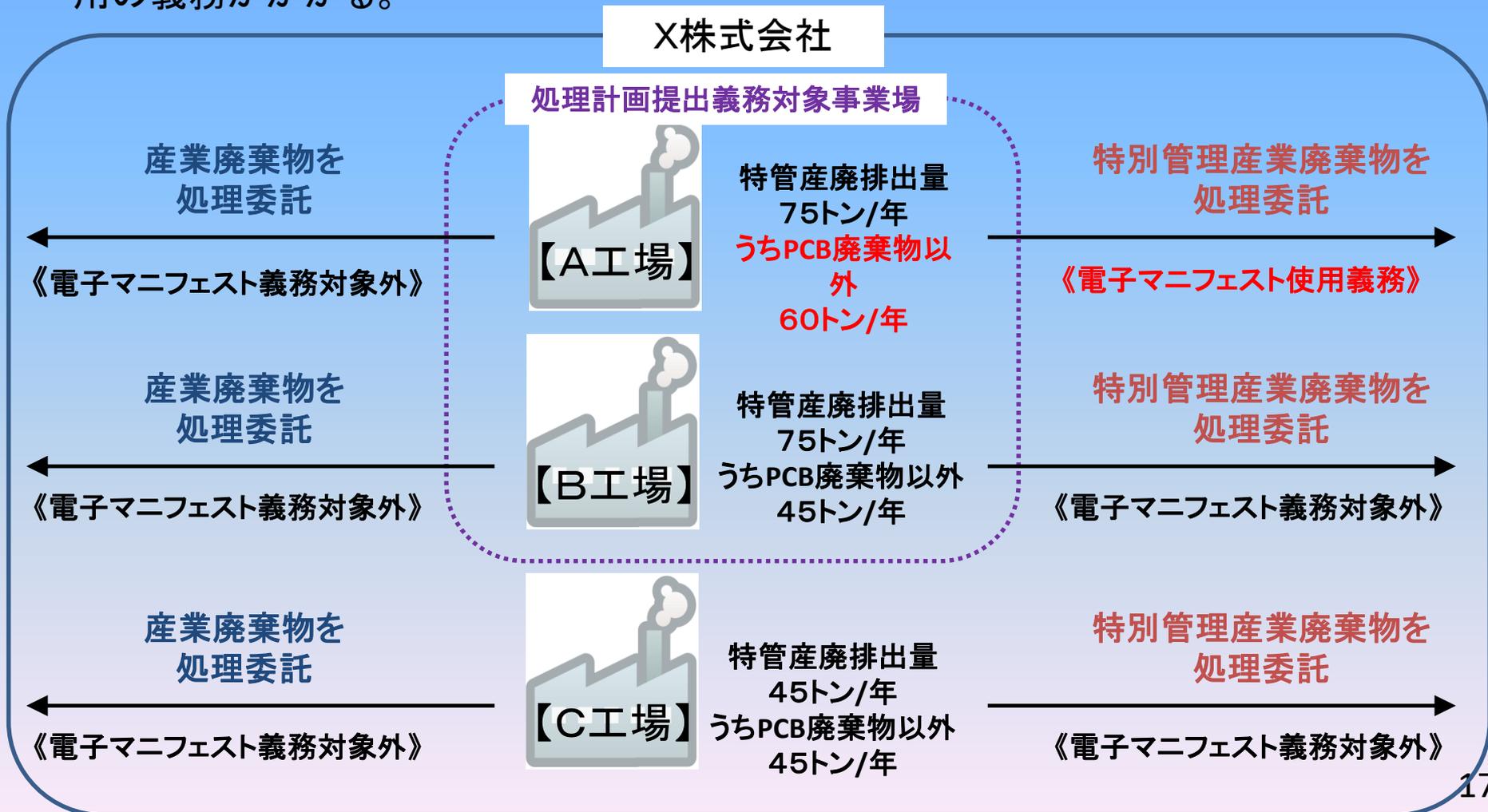
- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

【趣旨】

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。
- 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。
- PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

電子マニフェスト使用義務の対象（例）

- 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



電子マニフェストの登録が困難な場合

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【趣旨】

- 使用義務者が電子マニフェストの登録が著しく困難な場合は、電子マニフェストの登録に代えて紙マニフェストの交付が認められる。
- やむを得ない事由により紙マニフェストを交付した場合、マニフェストの「備考・通信欄」にその理由を記入することとする。

電子マニフェスト使用義務者の義務違反

電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合、**勧告→公表→命令→罰則**となる。

都道府県知事は、規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し**必要な措置を講ずべき旨の勧告**をすることができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者等がその**勧告に従わなかった**ときは、その旨を**公表**することができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後**において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る**措置をとらなかった**ときは、その勧告に係る**措置をとるべきことを命ずる**ことができる。



命令に違反した場合、**1年以下の懲役**又は**100万円以下の罰金**

情報処理センターへの登録期限

※平成31年4月1日施行

廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限について、義務対象者の過重な負担とならないよう、**3日以内（土日祝日を含めない）**とする。ただし、原則としては、予約登録機能等も活用し、**速やかに登録することが望ましい**。

【趣旨】

- 廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限は、電子マニフェストの登録が任意のものから一部義務化されることに伴い、使用義務者の過重な負担となることを防止するため、3日以内の登録期限について、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を含めないこととする。
- ただし、不適正処理の防止の観点から、原則としては、電子マニフェストの予約登録機能や、現在開発中の現場登録システム等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書に「電子マニフェストの使用に関する事項」を記載することとする。

【趣旨】

- 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画は、PCB廃棄物を含め、年間50トン以上特別管理産業廃棄物を発生する事業場について、毎年6月30日までに提出しなければならない。
- 電子マニフェストの義務対象者になるか否かについては、計画書に記載する前年度の廃棄物の種類毎の発生量の合計値から判断する。（PCB廃棄物の発生量を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者にはならない。）
- 義務対象者は、計画書に電子マニフェストの使用に関する事項（JWNETへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等）を記載する。
- PCB廃棄物を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載する。
- あらかじめ情報処理センターに登録することが困難な事由が明らかな場合は、その旨を記載する。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告

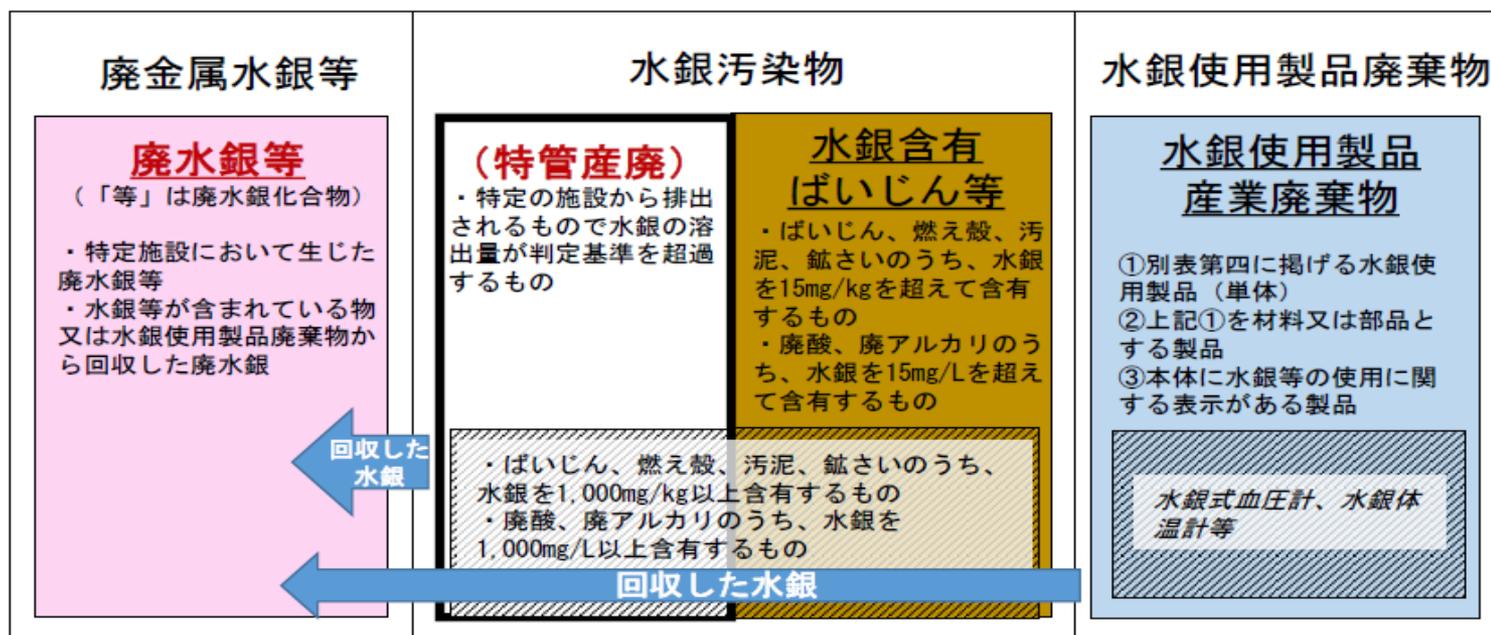
特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告することとする。

【趣旨】

- 特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取り組みについて、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年6月30日までに報告しなければならない。
- 当該年度（前年度）の特別管理産業廃棄物の排出量がPCB廃棄物を除き50トン/年未満となる場合は、電子マニフェストの使用に関する欄にその旨を記載すること。
※翌年度は電子マニフェスト使用義務者ではなくなる。

水銀廃棄物の分類（産業廃棄物）

廃棄物処理法施行令改正により、新たに **廃水銀等**、**水銀含有ばいじん等**、**水銀使用製品産業廃棄物** を定義



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

赤文字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

水銀使用製品産業廃棄物に対する措置の概要

【背景】

- 水銀使用製品廃棄物は、主に水銀回収等が行われているが、直接、埋立処分されているものもある
- 引き続き水銀回収を促進するとともに、水銀使用製品廃棄物がより環境上適正に取り扱われるよう基準の強化等が必要



【概要】

平成29年10月1日より施行

- 新たな廃棄物区分：「水銀使用製品産業廃棄物」を設定
- 「水銀使用製品産業廃棄物」に対する新たな措置：
 - (1) 処理基準の追加
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(1)

▶ 新たな措置

(1) 処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収 安定型最終処分場への埋立は行わないこと

水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(2)

▶ 新たな措置

(2) 水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

WDS様式の改訂

▶ 水銀廃棄物の適正処理に必要な情報提供はWDSを活用

< 表 面 >

管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所在地	〒	所属	担当者	TEL																						
							FAX																						
2	廃棄物の名称																												
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他				MSDSがある場合、CAS No.																							
	<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。																											
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石鹼含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等																											
	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銹さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 炭石鹼等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)																											
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 ()	トリクロロチレン ()	1,3-ジクロロベン ()	水銀又はその化合物 ()	テトラクロロチレン ()	チウラム ()	カドミウム又はその化合物 ()	ジクロロメタン ()	シマジン ()	鉛又はその化合物 ()	四塩化炭素 ()	チオンカルブ ()	有機燐化合物 ()	1,2-ジクロロエチ ()	ベンゼン ()	六価クロム化合物 ()	1,1-ジクロロエチレン ()	セレン ()	砒素又はその化合物 ()	シス-1,2-ジクロロエチレン ()	ダイオキシン類 ()	シアン化合物 ()	1,1,1-トリクロロエチ ()	1,4-ジオキサン ()	<input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	PCB ()	1,1,2-トリクロロエチ ()	

(6. 以降省略)

マニフェスト記載例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	0000162204	整理番号		交付担当者	氏名
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称			名称			
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号			
産 業 廃 棄 物	<input checked="" type="checkbox"/> 普通の産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物		数量（及び単位）		荷姿 <input type="checkbox"/>
	種類	種類	種類	<input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> kg	<input checked="" type="checkbox"/> パラ <input type="checkbox"/> コンテナ		<input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> 袋
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 2	産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず		廃蛍光管 廃水銀灯			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input checked="" type="checkbox"/> 1300 ガラス陶磁器くず		有害物質等			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい		水 銀			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類		備考・通信欄			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1600 家畜ふん尿		(水銀使用製品産 業廃棄物を含む)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体		処分方法			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん		<input checked="" type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 中和			
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物		<input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 溶融				
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input checked="" type="checkbox"/> (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		<input type="checkbox"/> 圧縮 <input type="checkbox"/>				
			<input type="checkbox"/> 埋立				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり						

片方に記載

※水銀廃棄物の詳細は環境省が作成した「水銀廃棄物ガイドライン（平成29年6月）」をご覧ください

III 都の対応について

1 法令改正への対応（H29.6.16公布）

- ・有害使用済機器を保管する方の届出
- ・二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定

2 水銀廃棄物への対応

※ 各項目の取扱いは各都道府県や政令市により異なる場合がありますので、事前に各自治体へご確認ください。

1-1 有害使用済機器届出（HP掲載）



トップ

[分野別のご案内](#)

[申請・届出](#)

[条例・計画・審議会](#)

[データ・資料・刊行物](#)

[環境局について](#)

[トップページ](#) > [廃棄物と資源循環](#) > [産業廃棄物対策](#) > [報告書・届出制度](#) > [有害使用済機器を保管する方の届出](#)

有害使用済機器を保管する方の届出

ページ番号：365-034-794

更新日：2019年1月15日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2の規定により、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければなりません。

1 届出受付場所・時間

届出は次の場所で受け付けています（八王子市の区域で保管・処分(再生)を行う場合を除く。）。

受付時間は平日の午前9時から11時まで及び午後1時から午後5時までです。

なお、予約は不要です。

報告書・届出制度

- > [東京都産業廃棄物経年変化実態調査](#)
- > [報告・公表制度の概要](#)
- > [報告・公表制度様式等](#)
- > [産業廃棄物に関する届け出・報告一覧](#)
- > [産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要](#)

1-2 有害使用済機器届出（様式及び記入例）

2 手引き・様式ダウンロード

PDF形式ファイルのダウンロード方法:リンクの上で右クリックし「対象をファイルに保存」を選択してください。

保存したファイルを開き、ご利用ください。

届出要領		↓ 届出要領 (PDF : 444KB)	
届出書	設置届	↓ PDF形式 (PDF : 75KB) ↓ Word形式 (ワード : 66KB)	記入例 ↓ <u>PDF形式 (PDF : 228KB)</u>
	変更届	↓ PDF形式 (PDF : 46KB) ↓ Word形式 (ワード : 49KB)	
	廃止届	↓ PDF形式 (PDF : 48KB) ↓ Word形式 (ワード : 51KB)	

東京都様式	(1) ↓ Word形式 (ワード : 49KB)
	(2) ↓ Excel形式 (エクセル : 37KB)
	(1) (2) ↓ PDF形式 (PDF : 103KB)

Word、Excel形式のファイルには提出に必要な申請書類(要領、記入例等はPDF形式のファイルをご参照ください。

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）
(第1面)

記入例

有害使用済機器保管等届出書

平成30年 4月 1日

東京都知事 殿

届出者 〒 000-0000
住所 東京都**区++1-2-3

氏名 東京〇〇株式会社
代表取締役 東京 太郎 **印**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-0000-1234

FAX番号 03-0000-1235

前のページを表示 (<-)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を

1-3 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定（HP掲載）

東京都環境局 Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Language 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 申請・届出 条例・計画・審議会 データ・資料・刊行物 環境局について

トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 産業廃棄物処理業者の方 > 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請・届出等

産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請・届出等

ページ番号：843-720-675 更新日：2018年2月9日

目次

- 1 新規・更新許可申請、変更許可申請
- 2 変更届出・廃止届出
- 3 欠格要件該当届出
- 4 優良産廃処理業者認定制度
- 5 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定

産業廃棄物処理業者の方

- > 産業廃棄物処理業者の方へ
- 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請・届出等
- > お知らせ
- > 収集運搬車両表示義務

情報を探す

1 - 4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定（様式等）

5 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定

(1)申請の方法

- ・ 二以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬（積替え保管、PCB、船舶）又は処分の範囲、収集、運搬又は処分を行う事業者の許可取得状況により、事前計画書の提出や添付書類が異なりますので、認定を受けようとする場合は必ず事前にご相談ください。

(2)手引き・様式ダウンロード

PDF形式ファイルのダウンロード方法:リンクの上で右クリックし、「対象をファイルに保存」を選択してください。保存したファイルを開き、ご利用ください。

手引き・様式等ダウンロード

		ダウンロード
二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定	手引き・様式	↓ PDF形式 (PDF : 865KB)
	様式	↓ Word形式 (ワード : 55KB)
特例認定三段対照表	法律・施行令・施行規則	↓ PDF形式 (PDF : 325KB)

Word形式のファイルには提出に必要な申請書類(様式)のみ掲載しております。説明、記入例等はPDF

1-5 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定（手引き）

はじめに

- この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定申請用です（平成30年4月1日施行）。
なお、保管のみで収集、運搬又は処分が行わない場合は、認定の対象とはなりません。
- 八王子市内に積替え保管施設又は処分施設がある場合は、八王子市長の認定が必要です。
- 二以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬（積替え保管、PCB、船舶）又は処分の範囲、収集、運搬又は処分を行う事業者の許可取得状況により、事前計画書の提出や添付書類が異なりますので、認定を受けようとする場合は必ず事前にご相談ください。

目次

	ページ
1 申請受付場所	1
2 申請方法	1
3 申請手数料	1
4 申請から審査・認定までの流れ	2
5 申請書類の作成	3
6 申請書類様式	7
7 申請書記載例	26

- 1 申請受付場所
- 2 申請方法
- 3 申請手数料
- 4 申請から審査・認定までの流れ
- 5 申請書類の作成
- 6 申請書類様式
- 7 申請書記載例



2

/ 46



2-1 水銀廃棄物について（HP掲載）



分野別のご案内

申請・届出

条例・計画・審議会

データ・資料・刊行物

環境局について

[トップページ](#) > [廃棄物と資源循環](#) > [産業廃棄物対策](#) > [排出事業者の方](#) > [水銀廃棄物について](#)

水銀廃棄物について

ページ番号：120-184-990

更新日：2018年11月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、平成29年10月1日以降、水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。

- 新たな対応について：パンフレット「[↓水銀廃棄物について（PDF：698KB）](#)」
※より詳しい情報は、[環境省ホームページ（外部サイト）](#)を参照してください。
- 処理業者の許可申請・届出に関する必要書類等、手続きの詳細については[こちら](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

排出事業者の方

- > [産業廃棄物管理責任者講習会](#)
- > [排出事業者の方へ](#)
- > [産業廃棄物を適正に処理するために](#)
- > [自ら処理する場合](#)
- > [処理を委託する場合](#)
- > [マニフェストの交付](#)

2-3 水銀廃棄物について（パンフレット2）

処理業者の許可申請・届出

～処理業者が、水銀廃棄物の処理を行うには、取り扱う廃棄物の種類や条件等に応じた水銀廃棄物の届出が必須となります～

廃水銀等	特別管理産業廃棄物	平成28年4月1日から施行
届出申請許可、引当届出		<p>廃水銀等の収集運搬業者又は処分業者を行うためには、取り扱う廃棄物の種類として「廃水銀等」が含まれた特別管理産業廃棄物収集運搬許可又は特別管理産業廃棄物処分許可が必要です。現状の許可に当該品目の記載がない場合、品目の追加をするためには、変更許可の手続きが必要です。</p>
届出届出許可		<p>廃水銀等の廃棄施設は、廃棄物処理法15条の施設設置許可が必要です。（平成29年10月1日から施行）</p>
必要書類等		<p>申請書類等、手順の詳細は東京都環境局のホームページ、又は、産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。 http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/index.html、 http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/index.html</p>
水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
		<p>水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物について、新たな処理基準が設けられたことに伴い、許可においてその取扱いを明らかにすることが必要です。</p> <p>東京都では、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者として、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を引き取る方に対して、平成34年9月30日までの間、変更届の手続きにより、新しい許可を交付しています。</p> <p>なお、平成34年10月1日以後は、変更許可として取り扱うこととなります。</p>
許可届の書換えの例		<p>届出 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 書換え後 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）</p>
経過措置として		<p>同業廃棄物を届出前から取り扱ってきた産業廃棄物処理業者は、平成34年9月30日までは、上記の許可届の書換えを済ませるまでの間も、引き続き取り扱うことが出来ます。（ただし、別項の処理基準等の遵守は必要です！！）。</p>
処理基準の遵守を確認するため		<p>運搬書類や施設の名義等を変更届に添付して提出していただくことができます。必要書類、手順の詳細は東京都環境局のホームページ、又は、産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。 http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/index.html</p>

排出事業者の委託基準等

～排出事業者は、水銀廃棄物の処理を他人に委託する際、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な規定に加え、以下の事項が必要となります～

廃水銀等	特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けて、廃水銀等を許可品目として持っている処理業者に委託する必要があります。委託契約書やマニフェストには、廃棄物の種類として「廃水銀等」を記載することが必要です。
水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
委託契約		<p>(委託契約書の記入例) ・名称/種類：蛍光ランプ/ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)※1 ・数量、価格：**kg、〇〇円 ※1 利用している契約書の書式に合わせてこれらの項目を記載してください。WDS※2※3、別紙的約に於けるWDS※4※5、別紙的約に於けるWDS※6※7※8※9※10※11※12※13※14※15※16※17※18※19※20※21※22※23※24※25※26※27※28※29※30※31※32※33※34※35※36※37※38※39※40※41※42※43※44※45※46※47※48※49※50※51※52※53※54※55※56※57※58※59※60※61※62※63※64※65※66※67※68※69※70※71※72※73※74※75※76※77※78※79※80※81※82※83※84※85※86※87※88※89※90※91※92※93※94※95※96※97※98※99※100※101※102※103※104※105※106※107※108※109※110※111※112※113※114※115※116※117※118※119※120※121※122※123※124※125※126※127※128※129※130※131※132※133※134※135※136※137※138※139※140※141※142※143※144※145※146※147※148※149※150※151※152※153※154※155※156※157※158※159※160※161※162※163※164※165※166※167※168※169※170※171※172※173※174※175※176※177※178※179※180※181※182※183※184※185※186※187※188※189※190※191※192※193※194※195※196※197※198※199※200※201※202※203※204※205※206※207※208※209※210※211※212※213※214※215※216※217※218※219※220※221※222※223※224※225※226※227※228※229※230※231※232※233※234※235※236※237※238※239※240※241※242※243※244※245※246※247※248※249※250※251※252※253※254※255※256※257※258※259※260※261※262※263※264※265※266※267※268※269※270※271※272※273※274※275※276※277※278※279※280※281※282※283※284※285※286※287※288※289※290※291※292※293※294※295※296※297※298※299※300※301※302※303※304※305※306※307※308※309※310※311※312※313※314※315※316※317※318※319※320※321※322※323※324※325※326※327※328※329※330※331※332※333※334※335※336※337※338※339※340※341※342※343※344※345※346※347※348※349※350※351※352※353※354※355※356※357※358※359※360※361※362※363※364※365※366※367※368※369※370※371※372※373※374※375※376※377※378※379※380※381※382※383※384※385※386※387※388※389※390※391※392※393※394※395※396※397※398※399※400※401※402※403※404※405※406※407※408※409※410※411※412※413※414※415※416※417※418※419※420※421※422※423※424※425※426※427※428※429※430※431※432※433※434※435※436※437※438※439※440※441※442※443※444※445※446※447※448※449※450※451※452※453※454※455※456※457※458※459※460※461※462※463※464※465※466※467※468※469※470※471※472※473※474※475※476※477※478※479※480※481※482※483※484※485※486※487※488※489※490※491※492※493※494※495※496※497※498※499※500※501※502※503※504※505※506※507※508※509※510※511※512※513※514※515※516※517※518※519※520※521※522※523※524※525※526※527※528※529※530※531※532※533※534※535※536※537※538※539※540※541※542※543※544※545※546※547※548※549※550※551※552※553※554※555※556※557※558※559※560※561※562※563※564※565※566※567※568※569※570※571※572※573※574※575※576※577※578※579※580※581※582※583※584※585※586※587※588※589※590※591※592※593※594※595※596※597※598※599※600※601※602※603※604※605※606※607※608※609※610※611※612※613※614※615※616※617※618※619※620※621※622※623※624※625※626※627※628※629※630※631※632※633※634※635※636※637※638※639※640※641※642※643※644※645※646※647※648※649※650※651※652※653※654※655※656※657※658※659※660※661※662※663※664※665※666※667※668※669※670※671※672※673※674※675※676※677※678※679※680※681※682※683※684※685※686※687※688※689※690※691※692※693※694※695※696※697※698※699※700※701※702※703※704※705※706※707※708※709※710※711※712※713※714※715※716※717※718※719※720※721※722※723※724※725※726※727※728※729※730※731※732※733※734※735※736※737※738※739※740※741※742※743※744※745※746※747※748※749※750※751※752※753※754※755※756※757※758※759※760※761※762※763※764※765※766※767※768※769※770※771※772※773※774※775※776※777※778※779※780※781※782※783※784※785※786※787※788※789※790※791※792※793※794※795※796※797※798※799※800※801※802※803※804※805※806※807※808※809※810※811※812※813※814※815※816※817※818※819※820※821※822※823※824※825※826※827※828※829※830※831※832※833※834※835※836※837※838※839※840※841※842※843※844※845※846※847※848※849※850※851※852※853※854※855※856※857※858※859※860※861※862※863※864※865※866※867※868※869※870※871※872※873※874※875※876※877※878※879※880※881※882※883※884※885※886※887※888※889※890※891※892※893※894※895※896※897※898※899※900※901※902※903※904※905※906※907※908※909※910※911※912※913※914※915※916※917※918※919※920※921※922※923※924※925※926※927※928※929※930※931※932※933※934※935※936※937※938※939※940※941※942※943※944※945※946※947※948※949※950※951※952※953※954※955※956※957※958※959※960※961※962※963※964※965※966※967※968※969※970※971※972※973※974※975※976※977※978※979※980※981※982※983※984※985※986※987※988※989※990※991※992※993※994※995※996※997※998※999※1000</p>
委託契約書		<p>委託契約書に水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載してください。WDSなどを用いて適正処理に必要な情報を委託者に伝えることが必要です（契約が締結されても、廃棄物の性状等に変更があるときはWDSを再発行するなど確保に必要な情報を伝達してください）。</p> <p>経過措置として、既に締結している契約書については、本契約更新前日に当該事項を記載してください。下記（※）項目を参照。※6</p>
処理業者の処理方法の確保		<p>廃棄物の性状（水銀濃度、製品の種類など）に応じた処理（水銀回収、排出ガスの処理など）を適切に行える処理業者に委託することが必要です。中間処理を委託する場合には、水銀が大気中に排出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。</p>
廃棄物の回収		<p>(マニフェストの記入例) 蛍光ランプ(ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類)(水銀使用製品産業廃棄物) / **kg ※6</p> <p>(1)マニフェストに水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨及びその数量を記載することが必要です。</p> <p>(2)情報の伝達 引渡しの都度、必要に応じて、マニフェストの複製を送付する等して、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が水銀回収の必要のないものである場合はその旨、水銀が使用されている部品・材料の部分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。</p>

※6（参考！）「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「汚泥」、「ばいじん」などのような廃棄物の種類（品目）ではなく、各品目の特定条件を再定義したものです。例えば、石綿含有産業廃棄物（非放射性アスベスト）であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」と表示することと同じ扱いです。

平成30年5月発行 東京都環境局（印刷用）登録番号第 5 号

水銀廃棄物の取扱いについて 他の物と分けて取り扱い、破壊、飛散しないように！

水銀廃棄物の処理基準 ～水銀廃棄物については、以下の処理基準が新たに規定されました～

廃水銀等（新設）	特別管理産業廃棄物	処理基準改訂（収集運搬基準）平成28年4月1日から施行、処分基準：平成29年10月1日から施行
保管基準		<p>(1) 容器に入れて密封する等飛散・流出・揮発の防止措置 (2) 高湿にさらされないために必要な措置 (3) 腐食の防止のために必要な措置</p>
取扱い基準		<p>(1) 他の物と区分して運搬 (2) 運搬容器（密閉できること、取扱いやすいこと、壊壊しにくいこと）に収納 (3) 積替え・保管を行う場合は、左記の保管基準と同様の措置</p>
中間処理基準		<p>廃水銀等の廃棄施設等を行う場合には、あらかじめ破砕し、及び選別することが必要です。</p> <p>(1) 精製装置を用いて精製し、酸化装置を用いて酸化と化学反応させて酸化水銀とする（令6条の5第1項3号、平4告示194号） (2) 酸化装置を用いて結合剤（改良炭素）により固定化する（昭52告示5号） (3) 上記(1)(2)の酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）などは処理後も特別管理産業廃棄物となります。精製に伴い生じた汚泥のみは特別管理産業廃棄物から除外されます（規則1条の2第6項）。</p>
最終処分基準		<p>酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）は、埋立判定基準7を超過した場合は選別型埋立処分場、同基準以下である場合は追加措置※8された管理型埋立処分場で処分してください（令6条の5第1項3号、規則8条の12の3）。</p> <p>※7 抽出量が水銀0.005mg/L以下、アルカリ水銀：不抽出 ※8 ①一定の条件下で分解しないよう行う、②他の物と区分する措置、③水銀の流出を防止する措置、④雨水の浸入を防止する措置</p>
特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物	である廃水銀等、区分しないで処理することができます（規則8条の4）（新設）。
水銀含有ばいじん等（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
保管基準		<p>指示板の「廃棄物の種類」欄に水銀含有ばいじん等が書かれる旨を記載（例）汚泥（水銀含有ばいじん等）</p>
取扱い基準		<p>(1) 性状によって必要に応じて二重こん包や高湿対策の措置を執ることが望まれます。 (2) 積替え・保管を行う場合は左記の保管基準と同様の措置</p>
中間処理基準		<p>処分又は再生を行う場合は次による必要があります。</p> <p>(1) 水銀が大気に飛散しないよう必要な措置を講ずること。 (2) 以下のものは、あらかじめ密閉容器の性状により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し回収すること）すること、※9「ばいじん、燃えがら、汚泥、紙くず」：含有量1,000mg/kg以上 ・塵埃又は微アルカリ：含有量1,000mg/L以上（これらの濃度以下のものも水銀回収するよう努めることが望まれます。） (3) 埋立処分場に先立ち、「ばいじん、汚泥」：含有量0.005mg/L、744水銀：不抽出）以下となるよう処理（平4告示194号）すること、又は埋立型（昭52告示5号）すること（固化材には微アルカリセメント等を使用すること）。 (4) 回収した水銀を処分する場合は、「廃水銀等」として取り扱うこと。</p>
最終処分基準		<p>※9 特別管理一般廃棄物である、紙くず、ばいじん、汚泥及び塵埃・微アルカリも、同様の含有量のものも水銀回収が必要です（規則8条の10の3の2）（新設）。</p> <p>埋立判定基準 埋立判定基準（水銀：0.005mg/L、744水銀：不抽出）以下のものは管理型埋立処分場で、経過している物は選別型埋立処分場で処分する必要があります。</p>
水銀使用製品産業廃棄物（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
保管基準		<p>(1) 他の物と区分しないための仕切りを設ける等の措置 (2) 指示板の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載（例）ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物） (3) 破壊、水銀の流出を防止すること。破壊した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散、流出しないよう留意すること。</p>
取扱い基準		<p>(1) 密閉するなどのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう区分して収集・運搬すること。 (2) 積替え・保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置</p>
中間処理基準		<p>処分又は再生を行う場合は次による必要があります。</p> <p>(1) 水銀が大気に飛散しないよう必要な措置をとること。切削、洗浄、破砕等の中間処理を行う場合は、排気処理設備を備えた密閉された施設等で行う等の措置を講ずること。 (2) 水銀使用製品産業廃棄物で汚染のものを（※7）及び（※8）は、あらかじめ破砕等の方法又は封入された水銀を分離する方法によって、水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置が講じられている方法により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し回収すること）すること、（それら以外の水銀使用製品産業廃棄物も水銀回収するよう努めることが望まれます。） (3) ガラスくず等の碎屑処理等は、排出試験（昭48告示18号）の結果を踏まえ、適切に処分又は再生し、埋立処分する場合は、</p>

より詳しい情報は、『水銀廃棄物ガイドライン』（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）等を参照してください。

IV その他

1 主な罰則

2 国の優良制度

3 都の優良制度

1 主な罰則

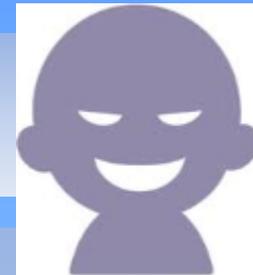
- **不法投棄、違法焼却**
⇒ 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金
- **無許可業者への委託禁止違反**
⇒ 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金
- **委託契約未締結での廃棄物処理委託**
⇒ 3年以下の懲役、300万円以下の罰金
- **マニフェスト不交付**
⇒ 1年以下の懲役、100万円以下の罰金
(H30より強化)

不適正な処理委託の事例



- 一般廃棄物を産業廃棄物処理業者に処理させている（その逆もあり）
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

こんな処理業者には**要注意**！



- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う
収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う
収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要
ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物
処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

2 国の優良認定制度について

優良認定基準

- 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分^(※)をうけていないこと。
- 産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。
- ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。
- 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

- 優良な処理業者を選択でき、排出事業者責任の確実な履行につながる。

処理業者

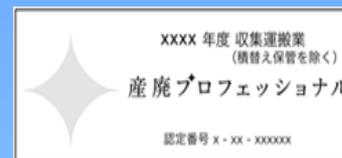
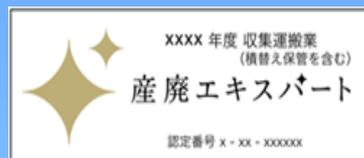
- 許可証の有効期間が5年から7年に延長
- 許可証に「優」マークを記載

※廃棄物処理業に係る事業停止命令や改善命令など行政処分

3 第三者評価制度の活用

～東京都の優良性基準適合認定制度～

【概要】



都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者を第三者評価機関が評価する制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した、(公財)東京都環境公社が評価・認定している。

【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

第三者評価制度の特徴 ①

① 処理業者の事業内容や取組状況に応じた 2つの認定区分

■ **産廃エキスパート**（第1種評価基準適合業者）

業界のトップランナー的業者

■ **産廃プロフェッショナル**（第2種評価基準適合業者）

業界の中核的役割を担う優良業者

■ 専門性（感染性廃棄物）



産廃エキスパート

産廃プロフェッショナル

都の許可を有する処理業者

第三者評価制度の特徴②



② 処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組を総合的に評価

■ 評価項目

「遵法性」 「安定性」 「先進的な取組」

■ 審査方法

書面審査 契約書・マニフェスト・帳簿 等

現地審査 経営者面談、作業実態・施設管理状況等

③ 第三者評価機関が評価委員会を設置し、公平・公正に評価・認定

⇒適正処理推進のため積極的な活用を！

ご清聴
ありがとうございました！